

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 財産管理処分委員会設置要綱

令和 6 年 5 月 2 日
事務総長決定

(目的)

第 1 条 公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）が財産の管理及び処分を、当法人財産管理処分規程（以下「本規程」という。）に基づき適正に実施するため、財産管理処分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

なお、当法人は、財産の管理及び処分の実施・決定にあたって、委員会の審査結果を尊重するものとする。

- 一 財産の処分方法及び処分先の決定に関すること。
- 二 その他財産の管理及び処分に関する重要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員（委員長及び外部委員を含む。）及び事務局をもって組織し、それぞれ次に掲げる職に在任する者をこれに充てるものとする。

- 一 委員長：事務次長
- 二 委員：総務部長及び財務部長
- 三 外部委員：弁護士及び公認会計士
- 四 事務局：財務部会計課

2 前項にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。この場合、臨時委員は、第 8 条の場合において、他の委員と同様に取り扱われるものとする。

3 前項のほか、委員長が認めるときは、当法人の職員又は当法人外の者を委員会に出席させ、案件等の説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第 4 条 委員は、自己又は 3 親等以内の親族の利害に関係のある事案については、議事に加わるできない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長の職務及び代理)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、書面（電磁的記録を含む。以下同じ）の回議をもって委員会に替えることができる。

3 委員会は、オンラインによる実施を妨げないものとする。

(定足数及び決議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席（オンラインによる出席を含む。）がなければ、決議（第2条各号に掲げる事項の審査に係る決定等）をすることができない。なお、委員は、委員会に出席できない場合は、書面による決議参加に代えること、または、代理を立てることができる。

2 委員会の決議は、出席委員（前項の書面による決議参加及び代理を含む。）の過半数をもって行うものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 第2項にかかわらず、委員長が必要と認める場合は、委員の過半数が書面により賛成の意思表示をしたときは、その時点で可決の決議がされたものとみなすことができる。なお、事後において全委員の賛否を確認するものとする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部会計課で処理する。

(謝礼金の支払)

第10条 外部委員並びに第3条第2項の臨時委員又は同条第3項の規定に基づく出席者であって、委員会に出席した当法人外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。

(その他)

第 11 条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 2 日から施行する。